

雫石町ふるさと文化振興基金助成事業実施要綱

平成20年 3月21日告示第61号

改正

平成22年 1月 4日告示第24号

平成22年 7月 1日告示第106号

平成23年 3月 9日告示第27号

平成24年 3月28日告示第53号

雫石町ふるさと文化振興基金助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雫石町ふるさと文化振興基金条例（平成20年雫石町条例第7号）第1条に規定する活動に対する助成に関し、雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 雫石町ふるさと文化振興基金（以下「基金」という。）の助成対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の団体等が行う次に掲げる事業（人材育成、調査又は研究を含む。）とする。

- (1) 町の文化、芸術の保存・伝承及び振興並びに創造に寄与する事業
- (2) 町の生産産業の振興及び創造に寄与する事業
- (3) 町の福祉、保健衛生の向上に寄与する事業
- (4) 町の体育、スポーツの振興に寄与する事業
- (5) 町の教育の振興に寄与する事業
- (6) 町の観光の振興及び創造に寄与する事業
- (7) 町の自然保護、環境対策の推進に寄与する事業
- (8) 町民に有益と認められる講演会、発表会及び討論会等の開催事業
- (9) その他特に必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業としないものとする。

- (1) 町の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業
- (2) 事業の効果が特定の町内の団体等のみを帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業

- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) その他町が補助することが適当でない認められる事業
(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費とし、別表第1に定めるところによる。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 会議、反省会等における食糧費に相当する経費
- (2) 視察に要する経費
- (3) 交付対象団体の常勤職員の人件費
- (4) その他補助することが適当でない認められる経費
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の定める範囲内において、1事業につき補助対象経費の2分の1以内の額又は50万円のいずれか低い額とする。ただし、補助対象事業として新たな事業を実施しようとする場合であって、町長が必要と認めるときは、1事業につき補助対象経費の総額又は20万円のいずれか低い額とする。

2 前項本文の規定による補助金は、3年を限度として交付するものとする。ただし、前項ただし書の規定による補助金の額は、1年を限度として交付するものとし、当該補助金を交付した年度の翌年度において、当該事業が継続事業と認められる場合には、前項本文の規定による補助金を2年を限度として交付することができる。

3 補助金の総額は、毎年度おおむね300万円とし、予算の定めるところによる。

4 補助金は、当該補助対象事業が町以外の補助金の交付を受けている場合にあっては、その額を補助対象経費から除いた額を基に算定する。

5 前4項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めた場合は、補助金の額等を変更することができる。

(粟石町ふるさと文化振興基金事業検討委員会)

第5条 基金に係る助成事業の適正な運営を図るため、粟石町ふるさと文化振興基金事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、町の機関及び公共的団体等の役職員の中から町長が任命又は委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に座長及び座長代理1人を置き、座長は委員の互選とし、座長代理は、委員の中から座長が指名する者をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて町長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事前募集)

第8条 町長は、あらかじめ必要な事項を定めて補助対象事業の実施希望を募集するものとする。

- 2 前項の募集に係る応募書類については、規則第3条第1項に規定する交付申請に係る書類に準じて、町長が定める。
- 3 町長は、前2項の規定に基づく応募があったときは、あらかじめ応募者から事業内容を聴取し、当該事業について委員会から意見を聴取したうえで補助対象事業としての適否を決定し、応募者に対して通知するものとする。

(提出書類及び提出期日)

第9条 補助金交付申請書等の規則に定める書類、これに添付する書類及び提出部数並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する町長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業費の30%を超える増減(ただし、補助金額に変更のない場合は除く。)
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業内容の大幅な変更又は一部廃止

(前金払)

第11条 補助金の前金払を請求しようとするときは、規則第12条の規定に基づき、町長に請求するものとする。

(謝金)

第12条 委員会の委員には、予算の範囲内において、謝金を支給する。

(情報の公表)

第13条 町長は、この要綱の規定により補助金の交付を受けた事業の内容及び当該事業を行った団体の名称を公表するものとする。

(庶務)

第14条 この基金に係る事務の処理は、企画財政課において行う。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、廃止前の雫石町ふるさと文化基金の設置及び運用管理に関する条例(平成2年雫石町条例第7号)第7条に規定する雫石町ふるさと文化基金運用委員会(以下「旧委員会」という。)の委員となっている者は、この告示による雫石町ふるさと文化振興基金助成事業実施要綱第6条の規定に基づいて委嘱又は選任された雫石町ふるさと文化振興基金事業検討委員会の委員とみなす。ただし、その任期は、旧委員会の委員として委嘱又は任命された日に相当する日から2年とする。

3 この告示の施行の際現にこの告示による廃止前の雫石町ふるさと文化基金運用委員会設置要綱(平成3年雫石町告示第8号)及び雫石町ふるさと文化基金運用事業補助金交付要綱(平成16年雫石町告示第128号)の規定によりなされた平成20年度事業に係る申請その他の手続は、それぞれこの告示による雫石町ふるさと文化振興基金助成事業実施要綱の相当規定に基づいてなされた手続とみなす。

(雫石町ふるさと文化基金運用委員会設置要綱等の廃止)

4 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 雫石町ふるさと文化基金運用委員会設置要綱(平成3年雫石町告示第8号)

(2) 雫石町ふるさと文化基金運用事業補助金交付要綱(平成16年雫石町告示第128号)

附 則(平成22年1月4日告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成22年度の助成対象事業から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の雫石町ふるさと文化振興基金助成事業実施要綱によってふるさと文化振興基金助成事業補助金の交付決定を受けた事業は、この告示による改正後の要綱第4条第1項本文に掲げる補助金の交付を受けた事業とみなす。

附 則(平成22年7月1日告示第106号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年3月9日告示第27号)

この告示は、告示の日から施行し、平成23年度の助成対象事業から適用する。

附 則(平成24年3月28日告示第53号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

対象となる経費	主な内訳
1 賃金	非常勤構成員の賃金
2 報償費	事業協力者への謝金
3 旅費	交通費等の旅費
4 消耗品費	補助対象事業実施に直接必要な消耗品費
5 印刷製本費	パンフレット印刷等の印刷製本費
6 燃料費	補助対象事業実施に必要な機械等の燃料費
7 食糧費	イベント等の実施に必要な食糧費
8 役務費	通信運搬費や保険料、広告費
9 委託料	事務の委託に要する経費
10 使用料及び賃借料	物品及び会場等の使用料及び賃借料
11 備品購入費	補助対象事業実施に直接必要な機械用具等の備品購入費

別表第2(第9条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第3条第1項 の規定による書類	補助金交付申請書	規則様式第1号	1部	別に定める
	事業計画書	規則様式第2号	1部	

	収支予算書	規則様式第3号	1部	
規則第5条第1項 第1号の規定による書類	補助金変更(中止、廃止)承認申請書	規則様式第4号	1部	変更等をしようとするとき
規則第11条の規定による書類	補助事業完了届	規則様式第8号	1部	別に定める
	実績報告書	規則様式第9号	1部	
	収支決算書	規則様式第10号	1部	
	補助金交付請求書	規則様式第12号	1部	
	その他町長が指示する書類		1部	
規則第12条の規定による書類	補助金前金払(概算払)請求書	規則様式第13号	1部	前金払等を請求しようとするとき